

The Significance of Teacher Registration in Australia :

A Case in Queensland

Tomiko Motoyanagi

Kanagawa Prefectural Institute of Language and Culture Studies

Abstract

This article explores teacher registration in Australia to analyze its functions to improve the quality of teachers. The effectiveness of school education is a current issue in many countries and governments are giving more attention to policies that will enhance the standards of the teaching profession. It is widely recognized that teachers' quality has a great influence on student achievement. Therefore, it is perhaps to be expected that teacher professionalism is a political agenda in Australia as well. Governments in the nation, both federal and state, are now encouraging all students to complete upper secondary school education, in order to promote their potential in society. This requires teachers of high quality knowledge and teaching skills. Most states and territories have thus introduced teacher registration and require teachers to be registered or accredited. They have established regulatory teaching profession authorities and have in turn developed professional standards for teachers, which define the characteristics of effective professional practice, and are used in the teacher accreditation process.

In Australia, each state government has jurisdiction over their respective school education system and the teaching profession in their state. In this article, the state of Queensland serves as the focus, as it has the longest history of mandatory teacher registration in the nation, and since the 1970s has been a pioneer in the area of teacher registration. After taking a brief overview of the current trends of teacher registration within Australia, the author examines in detail how it is implemented in the state and analyzes its significance, in the light of developing teachers' quality. From the study, some features are analyzed, which prove teacher registration process plays significant functions in developing the standards of the teaching profession.

オーストラリアにおける教員登録制度の意義

——クイーンズランド州を事例として——

本 柳 とみ子

神奈川県立国際言語文化アカデミア

はじめに

多くの国で学校教育の質の向上が重視され、教員の専門性を向上させることにも議論が集まっている。学校教育の充実は教員に負うところが大きく、教員の資質や能力は生徒の学業に大きな影響を及ぼすからである¹⁾。日本においても教員の専門性向上は重要課題であり、教職大学院の創設や教職課程での教職実践演習の必修化など様々な改革が実施されている。2009年からはじめられた教員免許更新制もその一環と言えよう。オーストラリアでもすべての生徒に学業を達成させるため、公正かつ卓越した教育の提供が目指されており、教員の専門性を向上させるための改革が進められている。そのひとつが教員登録制度の実施である。教員登録制度はすべての教員に対して登録を義務づけるものであり、英国、ニュージーランド、米国、カナダなどでも実施されている。そして、登録制度によって教員の資質・能力を保証することができ、教員の専門性の向上が図られると考えられている。これは日本における教員免許制度に近いものとみなすことができよう。なお、連邦制²⁾のオーストラリアでは、学校教育全般は州および直轄区（以下、州と記す）が管轄しており、教員政策も州政府の管轄である。教員登録制度は、クイーンズランド州と南オーストラリア州で1970年代から実施されてきたが、次第に制度の有効性が認められるようになり、現在は首都直轄区を除くすべての州で実施されている。

教員登録に関して、日本ではオーストラリアやニュージーランドの制度について研究が行われている³⁾。しかし、その意義については検討が十分になされているとは言えない。一

1) Ramsey, G. (2000) *Quality Matters, Revitalising teaching : Critical times, critical choices, Report of the Review of Teacher Education*, New South Wales Department of Education and Training, Sydney ; Darling-Hammond, L. (2000) "How Teacher Education Matters", *Journal of Teacher Education*, Vol.51, No.3, pp.166-173.

2) オーストラリアは6つの州と1つの準州および首都直轄区からなる連邦制の国家である。

3) 本柳とみ子(2006)「オーストラリアにおける教員登録制度改革と教師教育」早稲田大学大学院教育学研究科比較・国際教育学研究会編『比較・国際教育学論集』創刊号, pp.3-18 ; 高橋望(2007)「ニュージーランドにおける教員の資質向上政策に関する考察」オセアニア教育学会『オセアニア』

方、オーストラリアではイングバーソン (Ingvarson, L.) らが教員養成プログラムの認定に関する全国調査を実施する中で、各州の教員登録制度と教員養成制度の関係を明らかにしている⁴⁾。また、アンステイ (Anstey, M.) とマニツキー (Manitzky, J.) は、オーストラリアにおける教員登録制度の動向を整理したあと、クイーンズランド州の教員養成とリテラシースタンダード策定の関係について検討している。そして、教員登録は単に教員資格を規定するだけでなく、教員養成の質を向上させる機能も果たしていると分析している⁵⁾。マクメニマン (McMeniman, M.) も、クイーンズランド州の教員登録機関の機能と権限を包括的に検討し、教員登録制度改革に向けた提言を行っている⁶⁾。さらに、ラムゼイ (Ramsey, G.) は、ニューサウスウェールズ州で実施した教師教育⁷⁾に関する調査研究の中で、これまでは教員資格を公的に規定する基準が存在してこなかったことを課題として指摘し、教員のためのスタンダードを策定して、スタンダードに基づいて教員資格や教員養成プログラムを認定する制度の必要性を指摘している⁸⁾。

これらの研究では、オーストラリアにおける教員登録制度の動向が整理され、教員登録制度が教員養成制度と密接な関係を有していることが解明されている。また、教員登録は教員養成の質を向上させる上で重要な機能をはたしていることも明らかにされている。しかし、登録の条件や手続きなど具体的な制度内容については十分な検討がなされておらず、教員登録がどのように機能することによって教員養成の質が向上し、教員の専門性向上が図られるのかについての分析も不十分である。また、教員の専門性は養成段階でのみ形成されるものではなく、教員生活全般を通じて向上させていくものであることから⁹⁾、採用制度や研修制度との関係についても検討する必要があると考える。そこで本研究では教員登録制度の内容を詳細に検討するとともに、教員の養成、採用、研修との関係についても分析し、教員の専門性向上において教員登録がいかなる機能をはたし、制度にはどのような意義が見出されるかを明らかにしたい。

なお、先述のように学校教育は州の管轄であり、教員政策も州ごとに異なる。それゆえ、本研究では、教員登録を先進的に実施してきたクイーンズランド州を事例として取り上げる

\\、ア教育研究』第13号、pp.25-40；同(2009)「ニュージーランドにおける教員の業務・業績管理システムに関する研究」『東北大学大学院教育学研究科年報』第57集、第2号、pp.79-92。

4) Ingvarson, L., Elliot, A., Kleinhenz, E., & McKenzie, P. (2006) *Teacher Education Accreditation: A review of national and international trends and practices*, Australian Institute for Teaching and School Leadership.

5) Anstey, M. & Manitzky, J. (2003) "Case Study for the Role of Teacher Registration in Teacher Education: the development of literacy standards in pre-service education in Queensland". *Asia-Pacific Journal of Teacher Education*, Vol.31, No.1, pp.33-50.

6) McMeniman, M. (2004) *Review of the Power and Functions of the Board of Teacher Registration*, Brisbane: Queensland Government, Department of Education, Training and the Arts.

7) 本稿では、養成段階の教育を教員養成、養成から現職研修にいたる一連の教育を教師教育と記す。

8) Ramsey, G. (2000), *op. cit.*, pp.36-39.

9) *Ibid.*, p.82.

こととする。同州では2000年代の半ばに教員登録制度の大規模な改革を実施し、2006年からは新たな法律に基づく制度が実施されている。このことから、同州の教員登録制度はオーストラリアを代表する事例として有意義な考察対象だと考える。

1 教員登録制度の展開

(1) オーストラリアにおける教員登録制度の導入

オーストラリアで最初に教員登録制度を導入したのはクイーンズランド州である。国内では1960年代頃から教員及び教員養成の質に関わる議論が沸き起こり¹⁰⁾、教員として一定の水準を満たした者だけが教職に就けるようにするべきであるという考えが強まっていった。理由のひとつには、第二次世界大戦以降続いていた教員不足対策として短期の教員養成コースが設置されたことが挙げられる。その結果、教員の中に十分な教育を受けないまま教職に就く者が増加し、社会の中で教員の資質・能力に対する懸念が増大していった。そこで、1970年代にクイーンズランド州と南オーストラリア州で教員登録制度が導入されたのである。

その後、1990年頃からは、法律や医療の分野と同様に、教育の分野においてもこれに携わる者の資質・能力を規定しようという動きが活発になり、教員登録制度や教員認定制度を導入する動きが全国的に拡大した。そして、2000年以降ほとんどの州でこれらの制度が実施され、登録（認定）を管理する機関も設立された（表1）。

表1 各州における教員登録（認定）義務化の年と教員登録（認定）機関

州	義務化の年	教員登録を管轄する機関（2011年現在）
NSW	2004	New South Wales Institute of Teachers*
VIC	2003	Victorian Institute of Teaching
QLD	1975	Queensland College of Teachers
SA	1976	Teacher Registration Board of South Australia
WA	2004	Western Australian College of Teaching
NT	2005	Teacher Registration Board of the Northern Territory
TAS	2002	Teacher Registration Board of Tasmania
ACT	2011（予定）	-

NSW：ニューサウスウェールズ州，VIC：ビクトリア州，QLD：クイーンズランド州，SA：南オーストラリア州，WA：西オーストラリア州，NT：北部準州，TAS：タスマニア州，ACT：首都直轄区

*ニューサウスウェールズ州は教員認定制度を実施

出所：Ingvarson, L. et al. (2006) *Teacher Education Accreditation: A review of national and international trends and practices*, Australian Institute for Teaching and School Leadership をもとに筆者作成。

10) Ingvarson, L. et al. (2006) *op. cit.*, p.5.

教員登録は、教職の水準を高め、教員に対する社会の信頼を維持することを目的としている。それによって子どもたちに最善の教育を提供できる高い資質・能力を有する教員を確保し、教員の専門職としての地位を向上させることができると考えられている¹¹⁾。そして、このことが近年の相次ぐ導入に繋がっていると推察できる。

(2) クイーンズランド州の教員登録制度

クイーンズランド州では、1970年代に出された教師教育に関する調査報告書『クイーンズランド州の教師教育』（『マーフィー報告』）¹²⁾の中で、教員の資質・能力を社会に対して保証し、教職を専門職として位置づけるために、教員登録制度を実施すべきであるという勧告がなされた。そして、1971年に教師教育委員会（Board of Teacher Education）が設立され、同委員会の管轄のもとで教員登録制度が導入された。同委員会の機能と権限はクイーンズランド州の「1964年教育法（Education Act 1964）」で規定されており、州における教員養成の継続的な見直し、教員養成プログラムの認定、教員登録手続きに関する責任など、教師教育に関する幅広い権限を有していた。

なお、教員登録制度が実際に開始されたのは1973年である。当初、登録は個々の教員の自由意思で行われていたが、その意義が教員組合や採用機関、また、教員自身によっても認識されるようになり、1975年には州立および私立¹³⁾の初等学校と中等学校、州立の特別学校¹⁴⁾においてこれが義務化された。さらに、1978年には私立の特別学校でも義務づけられ、1981年には就学前教育にまで広げられた。

その後、1980年代の半ばには再び教師教育の見直しが行われ、その結果出された勧告を盛り込んだ「1988年教育（教員登録）法（Education [Teacher Registration] Act 1988）」が制定され¹⁵⁾、教員登録委員会（Queensland Board of Teacher Registration）が法律上の権限を有する独立した機関として新たに設立された。さらに、2000年代に入ると社会の変化に伴って教職の世界にも再び変革が求められるようになり、2005年に「2005年教育（クイーンズランド・カレッジ・オブ・ティーチャーズ）法（Education [Queensland College of Teachers] Act 2005）」が制定され、教員登録委員会の機能と権限は一段と強化された。そして、名称も「クイーンズランド・カレッジ・オブ・ティーチャーズ（Queensland College of Teach-

11) McMeniman, M. (2004) *op. cit.*, pp.30-39.

12) Queensland Government (1971) *Teacher Education in Queensland: Report of the Committee to Review Teacher Education in Relation to the Needs and Resources of Queensland and to Make Recommendations on the Future Development of Teacher Education.*

13) オーストラリアの学校は州立学校、カトリック系の私立学校、私立の独立学校の3つのセクターに分けられる。

14) 障がい者を有する生徒のために設置された学校であり、日本での特別支援学校に相当する。

15) 1999年には「1999年教育（教員登録）条例」（Education [Teacher Registration] By-Law 1999）も制定されている。

ers)」と変更された¹⁶⁾。

2 教員登録機関の機能と権限

教員登録機関は多方面の教育関係者で構成されている。図1は教員登録機関の組織図である。理事会（Board）は、理事長を含む17名で構成され（2011年現在）、委員は州立および私立の学校、教育省、教員組合、教員養成を行う大学、地域の教育関係機関、保護者と市民の会¹⁷⁾など様々な機関の代表で構成される。理事のほとんどは教員登録を行っている。なお、理事長は教育大臣により直接任命され、任期は4年である。他の理事は各関係機関の代表を教育大臣が推薦し、州知事が任命する。任期は通常3年である。事務局は州都ブリスベンに置かれている。

常任委員会は、①スタンダード委員会（Professional Standards Committee）、②教員登録委員会（Registration Committee）、③教授資格認定委員会（Suitability to Teach Committee）、④職務遂行委員会（Professional Practice and Conduct Committee）、⑤内部検討委員会（Internal Review Committee）、⑥組織統治および危機管理委員会（Corporate Governance and Risk Com-

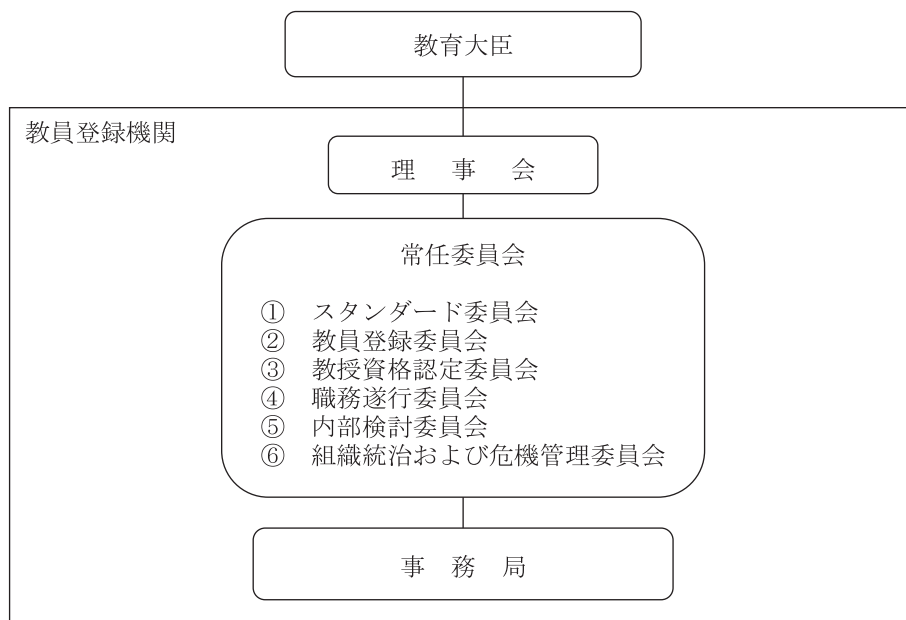


図1 教員登録委員会の組織図

出所：Queensland College of Teachers（2011）*Annual Report 2010* をもとに筆者作成。

16) 同州の教員登録制度の改革については、本柳とみ子（2006）前掲論文を参照。

17) 州立学校に通う生徒の保護者と市民によって地域ごとに組織される団体であり、教育活動の支援や財政支援など学校運営に幅広く関わっている。学校の政策決定などにも参加することが多い。

mittee) の6つが設置されている(表2)。表2からも明らかのように、各委員会は現職教員など様々な教育関係者で構成されている。また、理事と同様に、委員はすべて教育大臣の推薦を受けて州知事により任命され、任期は4年である。

事務局は、スタンダード課、教員登録・職務遂行課、法人サービス課、事務局長室の4部門に分かれており、事務局長のほか「1996年公職法(Public Service Act 1996)」に基づいて採用された職員が業務に携わっている。

教員登録機関は、法的権限を有する州の独立した行政機関であり、州教育大臣に対して直接責任を負っている。同機関は教員登録に関わる全ての責任を有しているが、特に、次の2つの機能が重要である。第1は、クイーンズランド州の教員の登録に関する機能であり、新規に登録を希望する者について審査を行い、登録の可否を決定すること、および、すでに登録している教員について登録の継続が適当であるか否かを審査し、継続の可否を決定することである。なお、特別な場合に限り非登録者に対して教授資格(Permission to Teach)を与

表2 常任委員会の種類と責任範囲

委員会	責任範囲	委員
スタンダード委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンダードの作成、適用と管理 ・教員養成プログラムの認定 ・「研修フレームワーク」の作成と施行 ・教職復帰プログラムに関する政策および指針の策定と施行 ・教員登録、教職資格、プログラムの認定に関わる政策提言 	教員登録委員会委員長、理事2名(現職教員)、理事1名(保護者あるいは地域の代表)、その他の理事1名、学部長会議の指名3名、教育省の指名2名(1名は現職教員)、カトリック学校委員会の指名1名、独立学校委員会の指名1名、スタンダード課長、学習局 ¹⁸⁾ の指名1名、理事会に属さない現職教員3名(2名は教員組合代表、1名は独立学校組合代表)
教員登録委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教員登録に関わる訴訟への対応 ・教員登録に関する政策への専門的助言 	理事2名、事務局長の指名1名、学部長会議の指名1名、教育省の指名1名、カトリック学校委員会の指名1名、独立学校委員会の指名1名、登録教員2名(教員組合の推薦)
教授資格認定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教授資格の認定 	理事の中から3名
職務遂行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒に関する調査報告書の受領 ・調査権限の行使 ・懲戒に関する事案の処理 ・適格性に関わる事案への対応 	理事3名(2名は登録教員、1名は非登録教員)
内部検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・内部審査申請への対応 ・審査と提言 	理事2名、採用機関代表2名、教員組合代表2名、現職教員2名、教員養成担当教員2名、地域の代表1名、事務局長の指名1名(10名は理事以外)
組織統治および危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守に関する事案の検討 ・監査関係 ・予算支出の管理 	理事3名、事務局長(又は事務局長の指名1名)、外部委員(財務又は監査の専門家1名、組織統治専門家1名、情報通信技術専門家1名)

出所：Queensland College of Teachers (2011) *Annual Report 2010* をもとに筆者作成。

18) 就学前教育から中等教育のカリキュラム全般を管轄する行政機関であり、その機能と権限は法律で規定されている。

える権限も有している¹⁹⁾。第2は、教員養成に関する機能であり、教員養成プログラムのガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいて認定を行うことである。これらの機能により、教員登録機関はクイーンズランド州の教員の専門職としての資質・能力を保証するとともに、教職が高い価値と倫理に裏付けられた重要な職業であることを広く社会に認知させる役割を担っている。また、教員の専門性基準となる「クイーンズランド州の教員のための専門性スタンダード (Professional Standards for Queensland Teachers)」(以下、スタンダードと記す)²⁰⁾および行動規範 (Code of Ethics for Queensland Teachers) の作成、教員養成プログラムの認定更新も重要な役割である。また、教員に対する訴えがあった場合は内容を調査し、懲戒処分を行う権限も有している。訴えに対しては、常任委員会のひとつである職務遂行委員会が調査を行い、訴状内容を検討する。その結果、登録の継続あるいは解除が決定される。

3 登録の手続き

(1) 暫定登録と正規登録

図2は教員登録の手続きを示している。新規に登録を希望する者は、申請書に必要書類を添付し、登録料²¹⁾等を添えて教員登録機関に提出する。申請書には、①登録に関わる情報、②本人の身上、③学校での教職履歴、④クイーンズランド州の教員資格、⑤他州または海外での教員資格、⑥その他の高等教育修了資格、⑦高等教育における履修中断科目、⑧学校以外での教職経験、⑨告知事項、⑩法律上の宣誓などが記載される。

登録のための審査は常任委員会の中の教員登録委員会により以下の2項目について行われる。第1の項目は教員養成修了レベルのスタンダードを達成していることである。なお、教員資格を取得したプログラムが教員登録機関によって認定された州内のプログラム²²⁾である場合には、スタンダードが達成されているとみなされ、原則として登録は受理される。ま

19) 地理的条件や教科の種類などにより登録者の中から適切な人材を見つけることが困難である場合、非登録者の中から見つけ、教員として採用することができる。その際には、教員登録機関が教授能力、英語力、犯罪歴の有無などにより候補者の適格性を判断し、資格を認定する。採用期間は最長2年までで、8割近くが卒業に必要な単位をすべて取得した教員養成課程の学生である。

20) スタンダードは、①個人や学習集団の興味を引く柔軟な学習を計画し、実施する、②言語、リテラシー、ニューメラシーを発達させる学習を計画して実施する、③知的興味をかき立てる学習を計画して、実施する、④多様性を尊重する学習を計画し、実施する、⑤生徒の学習を構造的に評価し、成果を通知する、⑥個人の成長と社会参加を支援する、⑦安心感のある、支援的な学習環境を設定し、維持する、⑧家庭や地域との生産的な関係を積極的に構築する、⑨教職集団に積極的かつ効果的に参加し、貢献する、⑩反省的な実践と継続的な職能成長に専心するという10項目である。

21) 新規に登録する場合の登録料は105.5ドルであり、その後は毎年68ドル納入する(2011年8月現在)。なお、登録料は教職に就いていなくても登録を継続する限り一年ごとに納入しなければならない。http://www.qct.edu.au/Registration/fees.html (2011年5月25日閲覧)

22) 2011年8月現在、州内の10の高等教育機関が認定されている。

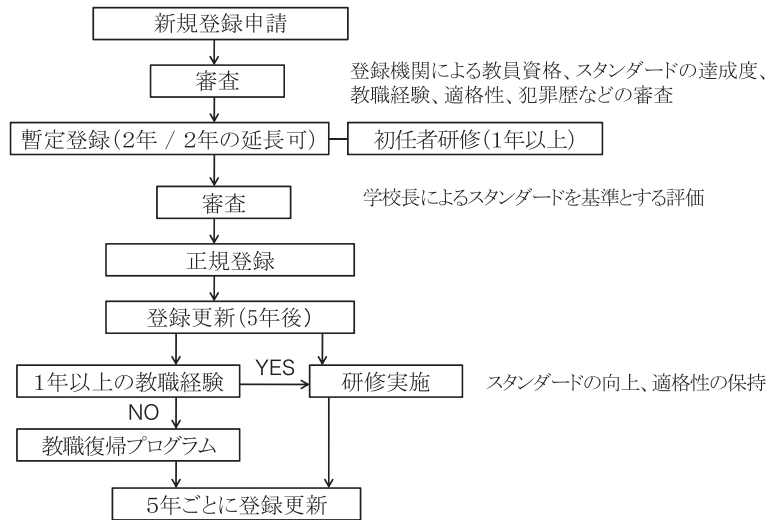


図2 教員登録の手続き

た、ニューサウスウェールズ州と首都直轄区以外の州で教員登録を行っている者については「相互承認（クイーンズランド）法（Mutual Recognition [Queensland] Act）」により、また、ニュージーランドで登録を行っている者については「タスマン相互承認（クイーンズランド）法（Trans-Tasman Mutual Recognition [Queensland] Act）」により、いずれも登録は受理される。

さらに、海外で教員資格を取得した者については、連邦政府海外資格技能認定局（National Office of Overseas Skills Recognition：NOOSR）で技能資格の認定を受けた上で、海外での養成内容、教職経験、英語能力などが個別に審査される²³⁾。州では教員の多様性を重視しており、海外の教員資格も登録の対象としている。これは、クイーンズランド州で教育を受けた教員と海外からの教員が互いの知識と経験、異なる言語コミュニケーション能力、文化的背景、人生経験などを共有し合うことにより、教育上プラスの効果が表れると考えられているからである²⁴⁾。

第2の項目は教員としての適格性である。これに関しては、「犯罪歴およびそれに準ずる行為」がある場合、「教員としての尊敬を得るに値しない態度や言動」が見られる場合、「教員登録に適さない不名誉、不道德な態度」が見られる場合には不適格とみなされ、登録は受理されない²⁵⁾。犯罪歴は本人による申告を基本とするが、クイーンズランド州では「2003

23) 非英語母語話者については教員として必要な英語力が個別に審査されるが、英語力が不足している場合は、州内の大学等で特別な教育を受けることができる。また教員登録機関もセミナーやオリエンテーションプログラム、サポートプログラムの実施や、ニュースレターの発行、ネットワークづくりなどの支援を行っている。

24) Queensland College of Teachers (2011) *Annual Report 2010*, p.23.

25) 「2005年教育（教員登録）法（Education [Teacher Registration] Act 2005）」第37条。

年教育およびその他の法律に関する（生徒保護）修正法（Education and Other Legislation [Student Protection] Amendment Act 2003）」により、2004年以降はすべての申請者に関して警察や雇用者などへの問い合わせを行うことが可能になり²⁶⁾、犯罪歴審査（criminal history check）が従来よりも厳格に実施されることになった。なお、青少年の安全と権利を保護する目的から18歳以下の青少年に関わる活動に従事する者に対してはすべて犯罪歴審査が課せられており、その結果発行される許可証（通称「ブルーカード」）の所持が義務づけられている。それゆえ、すでに許可証を所持している者については登録の際の犯罪歴調査は免除される。

教員登録は教職に就くための必須条件であるが、新規登録後2年間は暫定登録（provisional registration）であり、正規登録への移行期間とされている。暫定登録教員は1年目に200日（あるいは1000時間）以上実務に従事しながら初任者研修（induction）を受け、教員としての研鑽を深めることが求められている。そして、2年目に学校長によりスタンダードに基づく審査が行われ、適格であると判断されれば正規登録（full registration）に移行する。学校長は10項目のスタンダードそれぞれについて暫定登録教員を評価し、スタンダードの達成状況を具体的に文章で記述する。さらに、総合的に判断して正規登録への移行の可否を判定する。なお、正規登録への移行が不可とされた場合には暫定登録をさらに2年延長することができる。しかし、延長期間内に正規登録に移行できない場合は、再び新規登録者として新たに申請しなければならない。

(2) 登録の更新

登録は5年ごとに更新の手続きが必要である。更新するためには過去5年間に教員登録機関が示す「継続的職能成長フレームワーク（Continuing Professional Development Framework）（以下、「研修フレームワーク」と記す）」に規定された研修を実施し、専門性を向上させていることが求められている²⁷⁾。なお、研修は批判的省察と実践力の向上をうながすものであること、柔軟かつ有用で、実践に不可欠なものであること、教員の資質および専門性の重要性を反映するものであることが重視されている²⁸⁾。また、研修を受けるだけでなく、研修によって教員が実際に資質・能力をどれだけ向上させたかという結果に重点が置かれている。それゆえ研修の種類に制約が加えられることは少なく、有意義な内容であれば教育省

26) 警察への問い合わせに関することは、「警察の権限および責任に関する2000年法(Police Powers and Responsibilities Act 2000)」に規定されている。

27) フルタイムの場合は30時間以上の研修が必要であり、パートタイムの場合は年間の勤務日数に応じて以下のように設定されている。勤務日数が200日以上は30時間以上、160日から199日は25時間以上、120日から159日は20時間以上、80日から110日は15時間以上、40日から79日は10時間以上、40日未満は不要である。Queensland College of Teachers (2008) *Continuing Professional Development Framework*, p.4.

28) *Ibid.*, p.2.

などが実施する公的な研修でなくても認められる。たとえば、大学や専門学校、各種専門職団体が提供するセミナー、校内研修、同僚との学習会や研究プロジェクト、職場における指導・助言者であるメンターによる指導、個人的な文献研究などもこれに含まれる。こうして、教員はスタンダードを活用して自己の力量を評価し、「研修フレームワーク」に沿って研修計画を立て、自主的に研鑽を深めていく。なお、実施した研修の記録は更新の必要条件を満たしていることを証明する資料として登録機関に提示する。その際にはスタンダードのどの部分に焦点を当てて研修を行い、いかなる成果が見られたかを明示しなければならない²⁹⁾。それゆえ、経験を積んだ教員であってもスタンダードの向上は必須であり、自己の研修ニーズを明確にし、自律的に研修を行うことが肝要である。

暫定登録から正規登録への移行と同様に、登録を更新するためには過去5年間に200日（あるいは1000時間）以上の教職実務経験が必要とされている。5年以上教職から離れているなど、この条件が満たされない場合は「教職復帰条件付き」（Returning to Teaching Condition）の登録となり、「教職復帰のためのプログラム（Returning to Teaching Programs）」を受講した上でなければ教職に就くことはできない。同プログラムは教員登録機関によって認定された30時間の研修プログラムであり、大学などが提供している。効果的な教授活動、カリキュラムと評価、シラバス、政策、法令の5つの要素から構成され、職務復帰の前後12カ月以内に受講することが義務づけられている³⁰⁾。

4 教員登録の状況

表3は過去5年間の教員の登録状況を示している。2010年12月現在、同州で教員として認定されている（登録教員および教授資格認定を得ている）者は97,086人である。なお、この年の新規登録申請者は7,440人で、年内に6,790人の登録が受理された。登録教員の8

表3 2006年から2010年の教員登録状況（12月31日現在）（単位：人）

年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
登録・教授資格認定教員*	93,193	94,818	96,985	98,429	97,086
新規登録申請	6,045	6,189	6,819	6,651	7,440
登録の受理	—	—	—	5,770	6,790
正規登録への移行	—	—	3,386	2,529	3,899
登録更新	=	=	=	=	38,800

— 数値なし = 適用なし *2006年度の数値は登録教員数のみ。

出所：Queensland College of Teachers（2011）*Annual Report 2010*, p.19により筆者作成。

29) *Ibid.*, p.5.

30) Queensland College of Teachers（2010）*Returning to Teaching, Fact Sheet*.

割以上は正規登録教員であり、2010年に暫定登録から正規登録に移行した者は3,899人である。暫定登録を延長していた教員のうち5,057人が延長2年の期限切れを迎えていたが、そのうち2,615人は登録を停止した。また、2010年からは5年ごとの登録更新が義務づけられるようになったため、38,800人が登録を更新した。

登録者の6割は正規雇用あるいは長期契約雇用（permanent or long-term temporary positions）として教職に就いており、そのうちの7割は州立学校の教員である。長期雇用でない4割の登録者には、短期雇用の教員、代替教員（supply teacher）、休職者、学校以外の教育関係機関の就業者、他州や海外で教職に就いている者などがおり、教育関係以外の職に就いている者や退職者もこれに含まれている。

また、他州で教員資格を取得した者の新規登録は1,378件あり、そのうち728人が「相互承認法」によって登録を受理された。内訳はビクトリア州226人、タスマニア州21人、南オーストラリア州68人、西オーストラリア州106人、北部準州92人、ニュージーランド215人である。また、海外の教員資格取得者では736人（応募者881人）が登録を受理された。出身は英国、ニュージーランド、南アフリカ、カナダ、インド、米国などの英語圏が多い³¹⁾。

5 登録と養成、採用、研修制度の一体化

(1) 教員登録と教員養成の連結

教員登録制度は州内の学校での教育活動を承認するほかに、教員の養成や採用、研修とも深く関係している。先述のように、教員登録機関は教員養成プログラムの認定を行っており、認定のためのガイドラインを作成して、プログラムの条件を示している。認定はスタンダード委員会の中に設置された大学ごとの小委員会が行う。スタンダード委員会は正規登録教員に求められる専門性スタンダードを³²⁾策定するとともに、これをプログラムの修了生レベルに適合させ、暫定登録教員に求められるスタンダードとしてガイドラインに付している。こうして、スタンダードを二層構造にすることによって暫定登録教員と正規登録教員の力量の差異化が図られ、養成段階で形成すべき資質・能力が明確になっている。そして、いずれの大学もスタンダードを養成の到達目標に設定し、学生がスタンダードを達成できるようなプログラムの開発に努めている。その結果、教員登録と教員養成はスタンダードを媒介として密接に連結している。そして、認定されたプログラムを修了した者は修了生レベルのスタンダードが達成されているとみなされ、登録が受理されるのである。なお、プログラムは定期的に認定を更新する必要があるが、更新時にはプログラムの有効性が改めて吟味され

31) Queensland College of Teachers (2011) *op. cit.*, p.23.

32) Queensland College of Teachers (2006) *Professional Standards for Queensland Teachers*.

る。それゆえ、大学も常にプログラムの改善に努める必要がある。

ただし、ガイドラインをどのように運用し、学生がスタンダードをどのように達成するかは教員養成の専門機関である大学に一任されている。それゆえ、各大学のプログラムには独自性が見られ、スタンダードの達成方法にも違いがある。たとえば、ある大学ではスタンダードをすべての履修科目の到達目標に組み込み、科目ごとにスタンダードが達成されるようなプログラムを実施している。別の大学では、現職教員の視点を重視し、教育実習でスタンダードの達成を評価している。また、多くの大学が学生に教職ポートフォリオの作成を課し、学生自身にスタンダードの達成を管理させている。教職ポートフォリオは課題やレポート、実習記録、学業成績、ボランティア活動の記録など、学生が養成課程を通じて成長、発達していく過程を記録するものであり、実習の記録は特に重視されている。また、採用のための面接では養成の成果を証明する重要な資料となる。

(2) 教員登録と教員採用の連結

教員登録は教員の採用とも深く関係している。州立学校の教員は教育省が採用するが、統一した採用試験は行われず、州立学校をベースとして現職教員による審査委員会 (panel) が設置され、個別の面接で審査が行われる。面接では、教員養成プログラムを通してスタンダードがどれだけ達成されているかが判定される。結果は表4に示すように、「優秀(Outstanding)」、「優良 (High Performing)」、「良 (High Sound)」、「可 (Low Sound)」、「条件付 (Marginal)」、「不適格 (Unsuitable)」の6段階の評定で示される。以上のことから、採用選考は養成内容を踏まえて行われており、特に、養成段階で達成すべきスタンダードが採用のための評価基準になっていることが確認できる。

表4 採用のための審査基準

評定	審査基準
優秀	スタンダードすべてを自己の力で確実に理解し、経験に応じて実践に統合できる。
優良	スタンダードすべてを理解し、経験に応じて効果的にそれを証明できる。
良	スタンダードのほとんどを理解し、経験に応じてそれを証明できる。
可	スタンダードのほとんどを理解し、経験に応じて実践への応用ができつつある。
条件付	スタンダードの理解と活用に安定性がなく、現時点では経験に応じて生徒を支援することは難しい。だが、研鑽を積むことで可以上の評定を得る可能性はある。
不適格	資格要件を満たしておらず、雇用には不相当である。

出所：Queensland Government, Department of Education and the Arts (2009) *Guide for Teacher Applicants* により筆者作成。

(3) 教員登録と教員研修の連結

教員登録は現職研修とも連結している。オーストラリアの教員養成では、教職に必要な基礎的理論を学ぶとともに、教職に就いた学生が教育現場ですぐに役立てられる実践力をできるだけ多く修得できるようなプログラムが実施されている。しかし、教育現場には様々な問題があり、大学で学んだ理論がそのまま応用できないこともある。また、経験を積む中で新たな課題にぶつかることも少なくない。それゆえ、近年は、養成段階の教育とともに現職教育が重視され、教員の資質・能力は養成段階のみで形成するものとは考えられていない。教員養成はあくまでも第一段階の（initial）の教育であり、資質・能力は教員生活を通して継続して形成されるものだという認識が教職関係者の間に浸透している。このことは、大学の教員養成課程に現職教員のためのプログラムが多数設定されており、学校の休業期間や夜間に実施されるなど現職教員が学びやすいように配慮されていることから明らかである。また、養成段階のプログラムでは「研究者としての教師」（teacher as a researcher）の養成が重視され、アクション・リサーチなど現職研修に繋がる内容が多く履修されている。また、教育省は教員の研修権を保障して研修への参加を奨励し、そのための予算も積極的に投入している。

研修の重要性は教員登録の手続きにも反映している。登録を更新する際に教員は前回の更新以降どのような研修を実施したかを申告する。先述のように、更新のためには過去5年の間に教員登録機関が策定した「研修フレームワーク」に則った研修を実施していることが義務づけられ、研修を通して資質・能力を向上させていることが求められている。また、研修はスタンダードの向上を目指して実施することが重視されているため、教員は自己の力量をスタンダードに照らして絶えず評価し、ニーズに応じた研修計画を作成し、自律的に研修を行う必要がある。ただし、現時点では、登録更新に際してすべての教員について研修の実施状況が審査されるわけではなく、サンプル調査が基本となっている。

以上見てきたように、教員登録制度は教員の養成、採用、研修の各制度と密接に連結している（図3）。まず、教員登録機関は修了生の登録を受理するための教員養成プログラムを

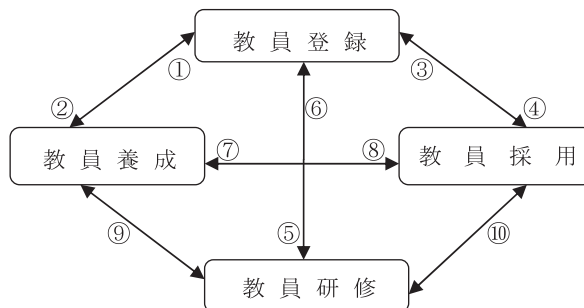


図3 州立学校教員の登録-養成-採用-研修の関係
出所：各種資料をもとに筆者作成。

認定し (①), 学生は認定されたプログラムを通して登録に必要なスタンダードを達成する (②). 次に, 教員登録は教員としての適格性を保証する機能を果たし (③), 教育省が教員を採用する際には登録の有無によって教員応募者の適格性を確認することができる (④). また, 学校では初任者研修が行われ, 暫定登録から正規登録に移行するために必要なスタンダードの向上が図られるとともに, 正規登録教員が登録を更新するための研修も幅広く実施される (⑤). そして, 教員登録機関はスタンダードの向上が確認された者について暫定登録から正規登録への移行を承認し, また, 現職教員の登録更新も承認する (⑥). さらに, 教員養成で目標とされるスタンダードは教員として採用されるためにも達成が必要であり (⑦), 教育省はスタンダードの達成状況を面接で確認して, 教員を採用する (⑧). 教員養成では教員が教員人生を通じて職能成長を図るために必要な素地が養われ (⑨), 現職研修に繋がるような教育が行われている. さらに, 教育省は教員の研修権を保障し, 現職教員がスタンダードの向上を目指して研修を行えるような体制の整備に努めている (⑩).

6 教員登録制度の意義

これまで述べてきたクイーンズランド州における教員登録制度の実態から, 同制度には次のような意義を見出すことができる.

(1) 教員養成の質の向上

第一に, 教員登録制度によって教員養成プログラムの質の向上が図られる. 教員登録は原則として教員登録機関によって認定されたプログラムを修了することによって受理される. 先述のように, 教員登録制度は教員として必要な資質・能力が十分に修得できていない教員が存在することへの対応策として導入され, やがて, 登録は教員登録機関によって認定されたプログラムを修了した者に限定されるようになった. その前提となるのは, 学生が登録に値する資質・能力を確実に形成できるプログラムの実施である. そこで, 教員登録機関は認定ガイドラインに基づいて各大学のプログラムを吟味し, 学生がスタンダードを達成できるプログラムが実施されているか否かを審査して, プログラムを認定している. 審査は登録機関の中に設置された大学ごとの審査小委員会が行うが, 審査小委員会が一方的に審査するのではなく, 各大学の責任者とともにプログラムの内容を検討し, 助言を与えながらプログラムを向上させることに重点を置いている. また, プログラムはひとたび認定を受けても, 定期的にこれを更新しなければならず, 更新の際にはプログラムの有効性が改めて審査される. それゆえ, 大学もスタンダードを基準として学生の資質・能力を適切に評価し, その結果を基にしてプログラムの有効性を高める努力をしている. こうした中で, 教員養成プログラムは常に質の向上が図られると推察できる.

(2) 教員の資質・能力の保証

第二に、教員登録によって教員の資質・能力が保証される。認定ガイドラインには初任教員に必要な資質・能力がスタンダードで示されており、学生は養成段階を終了するまでにこれらのスタンダードをできるだけ達成することが求められている。そして、プログラムはスタンダードの達成が可能と判断された場合に認定されることから、いずれの大学であっても認定されたプログラムを修了した者は修了生レベルのスタンダードを達成していることになる。このことから、教員養成プログラムを修了して初任教員となる者の資質・能力は登録によって保証されていると言えるであろう。

また、教員登録は初任教員だけでなく教職に就いているすべての教員の資質・能力を保証し、不適格な教員の存在を認めないという機能も果たしている。教員養成プログラムの修了生が行う新規登録は暫定登録であり、教員は暫定登録期間に初任者研修を受け、その上で正規登録への移行の可否が審査される。正規登録のための審査は勤務校の校長が行うが、スタンダードの各項目について教員を評価し、達成度を文章で報告書に記述する。すなわち、養成の修了時点では修了生レベルのスタンダードによって評価された資質・能力が、教職に就いたあとはさらに現職レベルのスタンダードによって評価され、2段階の審査が行われることになる。また、登録は5年ごとの更新制であり、更新のためには過去5年の間にスタンダードの向上を目指す研修が実施されていなければならない。それゆえ、教員は常に職能成長に努める必要がある。なお、適格性の判断は犯罪行為や倫理に反する行為を中心に行われ、指導力などは別個に扱われることは先述のとおりである。いずれにしても、教員登録制度は教職にあるすべての者についてその資質・能力を保証するという機能をはたしており、有意義だと言えよう。

(3) 教職専門性の確立

第三に、教員登録制度によって教職専門性の確立がうながされている。教員登録機関は、法律上の権限を有する独立した機関であり、州政府からの統制を受けず、自律した運営を行っている。理事会をはじめとして、各常任委員会のメンバーは、現職教員、教育省の関係者、教員組合、教員養成を行う大学教員、地域や保護者の会など様々な教育関係機関の代表で構成されており、関係者の間には協働体制が構築されている。また、教員登録機関は教員の行動規範を示しており、すべての教員がこの規範に則って職務を行うことを求めている。こうして、教員登録は、教職が高い価値と倫理に裏付けられた専門職であることを公的に認定する機能を果たし、専門性の確立をうながしていると考えられる。また、教員養成プログラムの認定は審査委員会が一方的に行うのではなく、その過程には、教員登録機関、大学、採用機関、現職教員などの多様な意見が反映されており、関係機関が協力してプログラムを開発するという協働体制が構築されている。認定更新の際にも、大学の教員だけでなく、現役学

生や卒業生、実習校の教員、採用機関の関係者などからの意見聴取が行われ、認定をする側とされる側の対峙した関係ではなく、双方向的（interactive）かつ協同的（collaborative）なプロセスが重視されている³³⁾。こうした点も専門職としての意識形成をうながす上で有意義だと考える。

（4）教員政策の全国的統一

第四に、教員登録制度は教員政策の全国的統一を促進している。先述のように、クイーンズランド州と南オーストラリア州でのみ実施されていた教員登録制度が2000年以降は他州でも相次いで導入され、現在はほとんどの州で実施されている。そして、州ごとに制度の内容に違いは見られるが、「相互承認法」により登録は州を越えて承認され、ニュージーランドでも有効である。また、2011年4月には全国共通の「教員スタンダード(National Professional Standards for Teachers)」が策定され、教員の専門性に関する全国的な基準が示された。また、教員養成プログラムの認定も全国的基準のもとに実施される予定である。こうした教員政策の全国的統一化によって国全体で教員の専門性向上が図られると考える。さらに、教員の移動を活発にし、学校現場における教員の多様性も促進することが期待でき、多様な背景を有する生徒や保護者の対応にとっても有効となるであろう。これらのことから、州や大学の独自性を維持しつつ、教員登録をはじめとして教員政策の全国的な統一性を推し進めているオーストラリアの動向は注目に値すると考える。

お わ り に

本研究では、オーストラリアにおける教員登録制度の意義について、教員の専門性向上という視点からクイーンズランド州の事例を中心に検討した。オーストラリアにおいて教員の専門性向上は全国的な重要課題となっているが、そのための方策のひとつが教員登録制度の実施である。教員登録制度は現在ほとんどの州で実施されているが、これを最初に導入したのがクイーンズランド州であり、同州は教員登録制度に関しては先駆的な州として他州からも注目されている。そこで本稿では、オーストラリアにおける教員登録制度導入の経緯とその展開について整理したあと、クイーンズランド州に焦点を絞り、教員登録機関の機能と権限、登録の手続き、登録状況など制度内容を詳細に検討した。さらに、教員養成、採用、研修という一連の教師教育の流れの中で教員登録がどのような位置づけにあり、いかなる機能を果たしているかについても分析した。その結果、教員登録によって教員養成プログラムの質の向上がうながされていること、プログラム修了生の資質・能力が保証されるとともに、

33) Ingvarson, L. *et al.* (2006) *op. cit.*, p.11.

教職に就いているすべての教員の資質・能力が保証されていることが明らかになった。また、教員登録は教職の専門性の確立や全国的統一をうながし、教員の専門性を向上させる上できわめて有効であることが明らかになった。

なお、制度の有効性を明らかにするには課題の検討も必要である。しかし、本稿では教員登録制度の課題については十分な検討ができなかった。たとえば、スタンダードの達成を評価するための方法が確立されていないことが課題のひとつと考えられる。スタンダードを達成することは登録の条件であるが、個々の教員がスタンダードをどの程度達成しているかを判断する基準は不明確だからである。クイーンズランド州では教員登録機関によって認定された教員養成プログラムを修了した者はスタンダードが達成されているとみなされ、登録が受理されるが、これははたして妥当と言えるであろうか。たしかに、各大学は学生がスタンダードを達成できるプログラムの実施に努めており、スタンダードを養成の目標に設定している。しかし、スタンダード達成の評価は個々の評価者に一任されており、プログラム修了生の資質・能力を確実に保証する状況にはなっていないと推察される。教員採用のための審査委員会による評価、暫定登録から正規登録に移行する際の学校長による評価の妥当性についても検討が必要であろう。こうした課題に対応するため、クイーンズランド州では養成課程修了生を対象とする筆記試験の実施などを計画しており、教員登録制度に関しては現在も改革が進行中である。課程修了生の資質・能力の保証については日本でも類似した課題が指摘されている。それゆえ、オーストラリアの教員登録制度は日本にも少なからぬ示唆を与えると考える。オーストラリアの動向を注視しながら、日本への示唆についても今後検討していきたい。